

通告 3 番目、13 番、奥田富代子議員、一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

- 奥田議員 13 番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

今回、私のほうからは、プレミアム付商品券事業についてと、それから死亡届け出後の手続について質問いたします。

まず 1 点目、プレミアム付商品券事業についてですが、本年 10 月、消費税率は 8 % から 10 % に引き上げられました。過去 2 回の税率変更と大きく異なる点は、主に食料品に適用される軽減税率制度が導入されたことです。また、増税による急激な需要の冷え込みを抑制するためのキャッシュレス、消費者還元事業などがあります。

今回、私は、所得が少なく市民税が非課税の方や 3 歳未満の子の子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてのプレミアム付商品券事業についてお聞きしたいと思います。

これは 1 冊 5,000 円分の商品券を 4,000 円で、対象者 1 人当たり 5 冊まで購入できるということです。プレミアム付商品券を購入すると 25% お得に買い物ができるという制度です。市のウェブサイトで商品券の使える加盟店を見ますと、スーパー、化粧品店、衣料品店、飲食店、ドラッグストア、コンビニ、家電販売店、ホームセンター等、私たち市民が毎日利用するお店がたくさん加盟されており、利用する側にとっても大変使い勝手のいい商品券であると感じます。

そこでお伺いいたします。

1 点目、低所得者向けの引きかえ券交付申請は、既に 11 月 29 日で締め切られましたが、何人の方に交付申請書を郵送したのか伺います。

2 点目、そのうち引きかえ券の交付申請をされた人数と商品券の購入冊数をお聞きします。

3 点目、子育て世帯に向けては、該当する年齢の子供、すなわち平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日の間に生まれた子供さんが属する世帯の世帯主に商品券の購入引きかえ券を郵送されています。対象となる子供の人数と何人の方がプレミアム付商品券を購入されたのかをお聞きいたします。

- 田畑議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、プレミアム付商品券事業についてお答えします。

1点目の低所得者に向け郵送した交付申請書の数ですが、6,692世帯、1万50人の対象の方へ送付してございます。

2点目の引きかえ券の交付申請を行った人数は3,432人。

3点目の対象となる子供の人数については1,580人でございます。

商品券販売冊数については、12月10日現在で、計1万8,332冊を購入していただいておりますが、非課税者分と子育て世帯分に分けての集計は行ってございません。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 低所得者の方で引きかえ券の交付申請を行った人数は3,432人、対象となる子供の人数は1,580人、合わせて5,012人の方が、今回のプレミアム付商品券を購入できるということです。これを冊数にしますと、5,012人の方が5冊ずつということで、2万5,060冊ということになります。しかし、今お聞きしましたら、12月10日現在の購入冊数は1万8,332冊ですから、まだあと6,728冊が購入可能ということになります。計算してみますと、6,728冊というのは、5,000円を掛けますと、3,364万円分の商品券がまだ購入可能ということで、それを購入するためには、1冊が4,000円ですので、2,691万2,000円で買えるということになります。

市のウェブサイトによりますと、購入ができる日は、令和2年1月27日、28日、29日、そして2月の14日、15日、16日の6日間しかありません。購入引きかえ券を持っている方には、25%お得に買い物ができるプレミアム付商品券を購入してもらえるよう広報してはいかがでしょうか。

次に、12月10日現在で1万8,332冊が購入されているということですので、1冊が5,000円ということですので、掛けますと9,166万円分の商品券が市中に出ているということになります。この商品券の使用期間は令和2年の2月29日までですから、期日を過ぎるとただの紙切れになってしまいます。岩出市の消費の活性化が行われ、低所得者の方や子育て世帯の支援にもなるプレミアム付商品券がただの紙切れになってしまわないように、商品券を購入した方は使い忘れないように広報していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

まず、購入引きかえ券を既に手にされている方には、購入してもらえよう広報してはどうかということについてですが、購入引きかえ券発送時に、商品券の販売場所、販売期間等を掲載したチラシを同封いたしました。また、広報いわでにおいても同様の内容の記事を掲載しているところです。

続いて、商品券を購入していて使い忘れのないように広報できないかということについてですが、購入引きかえ券発送時の同封チラシや広報いわでにおいて、商品券の使用期間をお知らせしているところです。また、窓口においても、あわせてお知らせをしております。

○田畑議長 再々質問を許します。

(な し)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田議員。

○奥田議員 次に、死亡届け出後の手続についてお伺いいたします。

親族が亡くなると、悲しみの中、さまざまな手続をしなくてはなりません。一般的には、まず、市民課において死亡届を出し、その後は複数の課を周り、さまざまな返還手続、資格喪失届、支給申請、還付請求、納税義務者の変更等々、たくさんの手続が必要です。しかし、死亡に関する手続は余り経験のないことなので、何をどのように進めればよいか、余り知られていません。持参すべき確認書類を忘れ、何度も来庁しなければならなかったり、遺族は戸惑うことが多いのも事実です。

そんな中、今年度、本市では死亡届け出後の諸手続一覧表がリニューアルされました。市長のお悔やみの言葉を初め、手続の対象者、期限、これには速やかにとか、14日以内とか書かれています。そして必要なもの、また担当窓口、これは何課の何係で何番窓口というふうに書かれているのが、これが一覧表となっております。

ここに一覧表があるんですけども、例えば、対象者の方が介護保険の被保険者であれば、期限は速やかに、そして必要なものは介護保険被保険者証、保険料の還付がある場合は相続人の通帳、または振込口座のわかるもの、そして認め印と書かれています。担当窓口は地域福祉課の介護保険係、市役所1階の4番窓口と書かれています。また、国民健康保険被保険者に当たられる方がお亡くなりになった場合は、期限は14日以内、そして必要なものは国民健康保険被保険者証、喪主の口座、相続人の口座がわかるもの、認め印、そして担当窓口は保険年金課、そして保険年金

係で、市役所の1階の5番窓口というふうに書かれております。これを見ますと、私は大変簡潔でわかりやすいとの印象を持ちました。

そこでお伺いいたします。

1点目、このリニューアルした諸手続一覧表に対する市民の皆様の反応というのはいかがでしょうか。

2点目に、いろいろと手続があるわけですが、各種手続に必要な申請書の作成補助なんかは行っているのかをお聞きいたします。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員ご質問の2番目、死亡届け出後の手続についての1点目、リニューアルした諸手続一覧表に対する市民の反応はのご質問にお答えいたします。

死亡届提出時に手渡ししている死亡届提出後の諸手続一覧表は、平成31年4月1日からの組織改正に伴い、担当窓口名及び手続場所の変更により、従来の一覧表を修正し作成したものです。新しい諸手続一覧表について、現在のところ、市民の方からの直接的なご意見はいただいております。

続きまして、2点目、手続に必要な申請書の作成補助は行っているのかについて、お答えいたします。

諸手続一覧表は、ご遺族の方に手続に必要な担当課を案内しているものであり、死亡に係る申請書の一括作成や関係書類の作成補助は行っておりません。手続のため来庁されたご遺族の方に対しては、各担当窓口が連携し、丁寧な対応に努めているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

奥田議員。

○奥田議員 死亡手続の煩雑さの1つには、多くの課を回らなければならないこともさることながら、住所、氏名、生年月日など、同じことを何度も書かなくてはいけないことが手間なので、何とかならないかとの声も聞きます。遺族は葬儀を終えても、失意の中、やらなければならないことが多々あります。死亡手続の煩雑さを解消するため、住所、氏名、生年月日などの基本情報は各課にオンラインで転記できるようにするとか、必要な課の申請書に一括して基本情報を記入し、それをプリントアウトして申請者に渡す。そして、申請者は基本情報の記入された申請用紙を持って必要な各課を回るというふうな、そういう市民サービスの提供ができないものか、お伺いいたします。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

現在、遺族が行う行政手続の負担軽減のため、専用の窓口を設け、手続に必要な申請書などを一括して作成するなど、手続の簡略化を図っている自治体もあることは承知しております。

奥田議員のご提案も含め、当市におきましても、今後、市民サービスの向上のため、他市の動向等を踏まえて、調査研究をまいります。

○田畑議長 再々質問を許します。

(なし)

○田畑議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。